

第3回 三番瀬再生会議の開催結果（概要）

- 1 日 時 平成17年2月18日（水）午後6時30分～9時10分
- 2 場 所 千葉県労働者福祉センター
- 3 出席者数 委員16名 オブザーバー7名
- 4 参加人数 81人
- 5 会 議

【1】開会

【2】副知事挨拶

2月定例県議会が終了し、来年度の予算案が承認された。

また、今回の会議では、再生計画の基本計画を諮問することとし、その後事業を実施していきたい。

【3】議事

会議の冒頭、第1回の会議では、設置要綱が確定し、第2回の会議では、個別の5つの事業については会議での意見を踏まえて事業を進めていただきたい、などのことが会長により確認された。

（1）三番瀬再生会議の役割等について

県からの資料説明後、会長から再生計画（基本計画）と再生計画（事業計画）は設置要綱第2条（1）により、諮問・答申に該当するという点でいいのか、という確認があり、県でも異論がないので、事業計画についても諮問・答申とすることとなった。

また、基本計画については再生会議に諮り、事業計画については漁業関係者などの意見を聞くといった二元的になっているのが問題ではないかとの意見があり、県からは、条例要綱案の考え方に沿って、関係者と会議の双方の意見を聞くこととしているもので、行政間の制度上の協議と漁業権を持っている漁業関係者との協議は、再生会議への諮問・答申とは別途としたものである、と答えた。

（主な意見）

- ・唯一権利を有している漁業関係者と再生会議の意見が食い違った場合には、どう調整するのか心配である。
- ・個別の検討委員会は知事の下に設置され事業計画を作るとのことだが、再生会議との関係がよく見えない。
- ・漁業関係者の意見はどのような形で反映されるのかがよく見えない。
- ・行政がイニシアチブを取っていくのはいいが、再生会議では追認するのではなく、よくチェックしていくことが必要である。
- ・漁場再生検討委員会が別途出来たが、再生会議でも漁場再生調査事業などについて議論しており、その関係がよくわからない。
- ・再生計画案の中の提案について、どこまでのような協議をしなければならないか、出してほしい。
- ・事業については、いつから予算化するのかなど、行政的な段取りを公開してほしい。

い。

（会長のまとめ）

再生会議は基本計画と事業計画からなる再生計画について諮問を受け、答申する

こととなる。

事業については再生計画に基づいて、県の責任で行っていくこととなるが、再生会議は、再生計画に合致しているかどうか、あるいは、三番瀬の自然環境に悪影響を及ぼさないかどうかについて関わる。

事業をどう進めるかは、場合によっては県が専門の検討委員会で議論して実施する。

以上のような大まかな枠組みを確認した。

(2) 個別事業の検討委員会（漁場再生検討委員会）について

漁場再生に関し、会長から漁場再生検討委員会は例外的に再生会議とは別に作られたが、委員が再生会議と一部重複しているので、議論はつながっていくものと考えているとの意見があった。

また、漁業権については、現在の制度の中で尊重しなければならない。一部覆砂などについては、環境に与える影響という観点からその材料や方法を検討するケースも出てこようが、漁業権そのものは議論の対象外であるとの見解が示された。

(3) 評価委員会について

(主な意見)

- ・再生会議の下に設置される専門家会議でいいが、コアメンバーの専門家だけではなく、市民も入り、市民の経験とかモニタリングも活かせるような仕組みにしてほしい。
- ・評価委員会の構成は「参加を求めることができる」ではなく、示された構成で行うこととすべきである。
- ・環境汚染防止に関する危機管理についての対応が出来るよう、評価委員会の中に新たな専門家を追加すべきである。
- ・評価委員会については、千葉県ではなく再生会議としてまとめていくべきである。
- ・再生事業の実施の第3段階の評価は、「知事は」というように知事を主語にして書いたほうがよい。
- ・評価委員会は助言ではなく、事業実施による影響の評価をする委員会として重要である。
- ・イメージ図については本文との対比ができるようにし、修正月日を明示するようにしたほうがわかりやすい。
- ・専門家も他分野のことを学ぶことができるよう、役割の中に勉強会や見学会を入れてほしい。

(会長のまとめ)

評価委員会は再生会議としてこれから設置することとなるが、市民意見の反映、環境汚染防止の危機管理の専門家を含めるなどの意見を踏まえ評価委員会のあり方を再整理して、次回の会議に諮ることとする。

(4) 個別事業の検討委員会について

県から、実施計画の検討方法（案）については、県が事業実施に先立ち影響と再生の効果について評価し、再生会議からはこれに対する助言をいただくこととしているものという説明をし、会長からは、県が影響調査をし、評価するが、調

査方法や評価方法について評価委員会が助言をするという理解であるとの意見があった。

(主な意見)

- ・事業計画策定に当たっての手順において、個別の検討委員会はどのように関わることが見えにくい、どうなったのか。

実施計画策定段階からではなく、基本計画を受けた事業計画を策定する段階から専門家にお願いいただき、自信が持てる行政計画を提示して行きたい。(副知事)

- ・個別の検討会議が多く出来て、再生会議との意見の食い違いが出来てくると収拾がつかなくなるのではないかと。再生会議の下に個別の検討委員会を置くべきだと思う。

事業を進めていくテンポを考えると、行政が専門家と計画を作り、再生会議がチェックするということで機動性が確保されると思うので、これから実際にやってみることとし、また、再生会議と検討委員会では専門家が重複することもあり、議論が重複して無駄があるようなら修正していくことでいいと思う。(会長)

- ・個々の検討委員会で検討したものをトータルでまとめていくのはだれが行うのか。基本計画がこれに当たるので、基本計画について検討するときに議論することとしたい。(会長)

- ・県が事業計画を諮問するに当たって、利害関係者などとの細かい問題点なども検討するために、検討委員会を作るものであると認識している。

- ・再生会議では総論ばかりで、具体的な三番瀬再生のトータルなイメージや理想像が示されていないので、結論が出ないのではないかと。

(会長のまとめ)

積み残しについては、次回に議論することとする。

再生計画は基本計画と事業計画から成り、再生事業は事業計画と実施計画からなるという大まかな枠組みが決まった。

事業計画については個別の検討委員会で検討されて内容が詰められていき、諮問・答申となり、実施計画についてはその重要事項について再生会議は報告を受け、意見を述べる。

個別検討委員会が作る実施計画については、どのようにチェックしていくかなど、まだ意見がありそうなので、これからも話し合う。

(5) 千葉港葛南中央区(-12M)岸壁の整備について

県及び国土交通省直轄の千葉港湾事務所から、既設の護岸から29メートル張り出すことへの考え方と人工藻場の有効性について説明があった。

この説明に対し、会長から基準通り作らないと国庫補助事業として採択されないのか、また、基準が変わったとのことだが、それ以降この基準を下回る例はないのか、との確認があった。

県からは、基準を越えて岸壁を作るには、その根拠が説明できないと採択されないし、また、その説明も困難である。また、基準改訂以前は、-10M岸壁は15,000トンまで泊められる185メートルが基準となっていたが、改訂以降、新たな基準を下回る護岸整備の例はない、との回答があった。

あわせて、オブザーバーの国土交通省からは、新たな統計結果から岸壁の水深と

泊めることができる船の長さの関係を決め、その船を安全に泊めるために必要な基準が定められたものであるとの補足説明があった。

(委員の意見)

- ・委員会方式で検討したとのことだが、委員会名とメンバーの名前を公開してほしい。
- ・船を接近させて繫留できないのか。北側に張り出して護岸を整備できないか。人間の活動を自然に配慮して、環境に負担をかけないように考えてほしい。
もやいを交差させることは、安全上できない。北側に張り出すと、既設の岸壁が使いなくなってしまう。(県)
- ・専門家同士のコンセンサスを得るため、また、市民などにも説明会を開催し答えていただく場を作ってほしい。
- ・委員会ではこの案で決定なのか、まだ議論する余地があるのか、スケジュールも教えてほしい。

(会場の意見)

- ・荷揚げの事業者団体の者であるが、現在の千葉港の公共バースには - 12メートル岸壁はないので、3万トン級の船が泊まれる公共埠頭が整備されることに期待している。
- ・3万トンの船が今後どれだけ入港するのか、耐震岸壁はここにどうしても作らなくてはいけないのか。
3万トン級の船がどれだけ入るかは予想できない。耐震岸壁は船橋には1ヶ所もない。(県)

(会長のまとめ)

棚式の環境配慮構造についての技術的によりすぐれた提案があれば、受け入れられる余地があるということなので、委員会で検討していただきたい。

経済性や利用のし易さの問題も大事であり、入港する船が制限されるのでは公共岸壁として意味を成さない。こうした機能面での有用性と、環境との調和を満たした計画になっていると大方の委員が判断したと考える。

判断の背景には、この地区は、三番瀬側の海域とは堤防で区切られている場所でもあり、円卓でも議論され、何回も報告されてきたこともある。

これからも環境に配慮した構造については、技術的に優れた案が出てくれば改めて説明していただく機会を設ける。

構造については、全体としては許容範囲であると考えます。

(6) 行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験について

磯部先生からの実験計画であるが、詳しく説明を受ける時間がないので、実験結果を報告する機会を作るということで、進めてもらいたい、とのこととなった。

(7) 会長のまとめと意見

評価委員会については次回もう一回議論して中身を充実していくこととしたい。先日「サンフランシスコ湾計画」にまなぶ 国際シンポジウムが開催されたが、今後市民も入れて「三番瀬再生協議会」というような運動体をつくり、活動を進めていくことも必要ではないか。